

宮城県情報通信関連産業振興基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

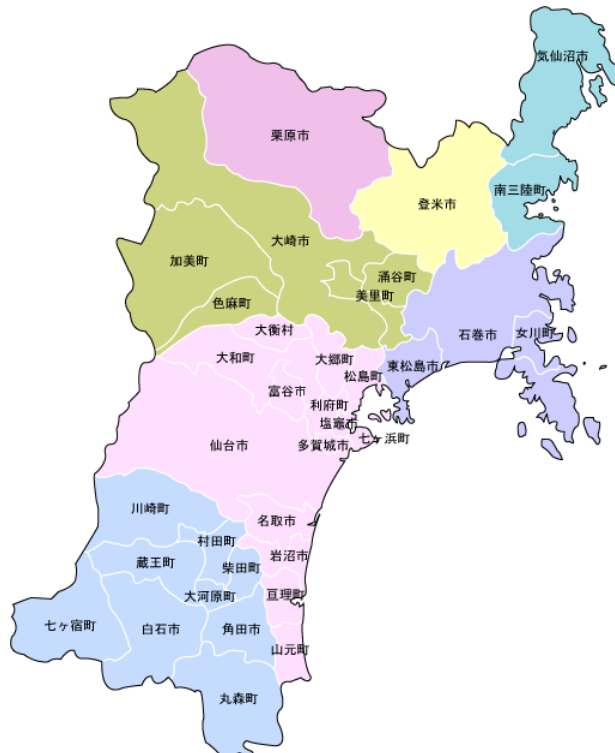
(1) 促進区域

設定する区域は、宮城県（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町）の行政区画とする。

なお、設定する区域は、令和29年10月1日現在の行政区画により表示したものである。自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、県立自然公園条例に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、シギ・チドリ類渡来湿地、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域については除外する。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。また、促進区域において、土地利用関係の諸計画等がすでに策定されている場合は、当該諸計画等と調和して整合を図るものである。

概ねの面積は728,229 ha程度である。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

宮城県は、日本の首都東京から 300km 北東、東北地方の中心に位置している。東は太平洋に面し、豊かな漁場と日本三景の一つ松島をはじめとする風光明媚な観光地などに恵まれており、西には蔵王・船形・栗駒などの山々が連なり、中央部には国内有数の穀倉地である仙台平野が広がっている。

インフラの整備状況としては、東北自動車道を基軸にして、仙台都心部を取り囲むように仙台都市圏高速環状ネットワーク（仙台北部道路、仙台東部道路、仙台南部道路）が整備され、三陸自動車道や常磐自動車道、国道 4 号との接続によって、県内各地や首都圏等への円滑なアクセスが確保されている。さらに、平成 28 年 7 月に民営化された仙台空港や、仙台塩釜港のうち、仙台港区・塩釜港区・石巻港区が東北の産業を支える物流拠点として整備されており、鉄道網として南北を縦断する J R 東北新幹線や東北本線等も整備されている。

県内の人口は、少子高齢化や東日本大震災の影響等により、直近 5 年間で平成 22 年の 2,348,165 人（国勢調査）から平成 27 年の 2,320,760 人（推計人口）へ 27,405 人、約 1.2%減少しており、前回国勢調査時点（平成 22 年、12,053 人、約 0.5%減少）よりも減少幅が拡大している。本県には東北大学をはじめとする多くの大学が所在しており、国内のみならず海外からも優秀な人材の流入が続いているものの、これら大学等卒業者の県内企業への就職決定（内定）者数は 43.4%（平成 26 年度就職者）に止まる状況であり、東京圏を中心とした県外転出割合が高い。

本県は、平成 24 年の経済センサスでは、「卸売業、小売業」が全産業の中で、事業所数（全 9 万 8190 事業所の 28.0%の 2 万 6006 事業所）、従業者数（全 95 万 5780 人の 22.7%の 21 万 7352 人）、売上（収入）金額（9 兆 5,907 億円）、付加価値額（1 兆 908 億円）ともに最も多く、平成 23 年に完成車組立工場が立地したことにより、近年、関連する自動車用部品製造工場の集積が進んではいるが、総じて第 3 次産業が中心となっている。

特に、第 3 次産業の中の情報通信業は、事業所数や従業者数では他の産業との比較では僅かな比率ではあるが、1 事業所当たりでは、売上（収入）金額が 1 位の製造業 6 億 6,407 万円に次いで 2 番目の 5 億 4,693 万円（情報サービス業、インターネット附随サービス業）、付加価値額が 1 位の「電気・ガス・熱供給・水道業」2 億 4,950 万円に次いで 2 番目の 2 億 2,469 万円となっている。

なお、本県の情報通信業の付加価値額は、平成 24 年の経済センサスでは、2,150 億円となっており、そのうち、通信業が 1,056 億円で 49.1%、情報サービス業が 786 億円で 36.5%、インターネット附随サービス業が 58 億円で 2.6%、映像・音声・文字情報制作業 125 億円で 5.8%となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県は、平成 29 年度に更新した県政運営の基本指針である「宮城の将来ビジョン」に基づき、良質な雇用を創出し、他の産業との連携を進めることにより他の産業の発展にも多いに寄与することが期待できる情報関連産業の振興に取り組んでいる。具体的には次の取組みを推進している。

- ・自動車関連産業などのものづくり産業の振興にもつなげる組込みソフトウェア開発企業など情報関連産業の戦略的な誘致の推進
- ・起業や産業の創出・育成に向けた ICT のフル活用
- ・農林水産業、観光業等をはじめ様々な分野や幅広い場面における積極的かつ効果的な ICT 利活用の促進
- ・幅広い分野で活躍できる ICT 人材の育成及び確保に向けた支援
- ・組込みソフトや IoT、AI などの成長が期待される分野への参入や取引拡大を目指した技術習得、人材交流
- ・商品開発に向けた取組の支援

また、東日本大震災からの復興の道筋を示した「宮城県震災復興計画」の発展期（平成 30～32 年度）においては、これまでの復興に向けた取組成果をベースに、新たな産業の集積や未来のものづくりを担う人材の育成、産業活動の基礎となる道路や港湾等の整備を更に進め、第 1 次産業から第 3 次産業までバランスのとれた産業構造の創造や、本県がエネルギーや環境問題等に配慮した先進的な産業エリアとなるよう取組を進めていく。

これまでの取組の進捗状況としては、震災前の平成 22 年から平成 26 年にかけて売上高は、情報サービス業が約 96%、金額にして 1,039 億円（平成 22 年:1,081 億円，平成 26 年:2,120 億円）、インターネット付随サービス業が約 3 倍、金額にして 98 億円（平成 22 年:33 億円，平成 26 年:131 億円）増加しており、情報サービス産業の復興が着実に進んでいる。

今後も、情報通信関連産業の誘致促進や、起業や産業の創出・育成、利活用の促進、人材の育成及び確保、新分野への参入や取引拡大を目指した技術習得、人材交流、商品開発に向けた取組の支援を継続し、ICT、IoT、AI などの最先端の情報通信関連技術を地域の情報通信関連企業が自社の商品やサービスに積極的に取り入れることにより、地域から新たなサービスや付加価値の創出を促進し、企業魅力度の高い県として安定した質の高い雇用の確保を図るとともに、本県における第 4 次産業革命の実現を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域における地域経済牽引による付加価値額	一百万円	8,064 百万円	—

(算定根拠)

- ・本県における 1 事業所あたりの平均付加価値額（平成 24 年センサス、情報通信用のうち地域経済牽引事業に関連する通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）は 224 百万円となっている。

- ・促進区域内における地域経済牽引事業を 20 件創出し、これらの地域経済牽引事業者が 1.8 倍の経済波及効果を与えることで、計画期間内に 8,064 百万円（224 百万円×20 件×1.8）の増加を目指す。
- ・平成 24 年における関連業種の付加価値額（202,724 百万円）のうち、8,064 百万円は約 3.9% を占めており、地域経済に与える影響が大きい。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域内の地域経済牽引事業の新規事業件数	—	20 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額増加分 5,049 万円を上回ること。
(算出根拠)

宮城県の 1 事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査 (平成 24 年))

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域内に所在する事業者の売上げが開始年度比で 23%増加すること
 - ②促進区域内に所在する事業者の雇用者数が一事業所あたり 5 人増加すること
 - ③促進区域内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 4.0%増加すること
- なお、(2) 及び (3) については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合には、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）

該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①本県の情報通信関連産業の集積を活用した第 4 次産業革命分野

- ②本県の大学等の情報系人材を活用した第4次産業革命分野
- ③宮城県IoT推進ラボ等の知見を活用した第4次産業革命分野
- ④本県のコールセンターやBPOオフィス、IT企業のバックオフィス等の産業集積を活用した情報通信関連分野

(2) 選定の理由

- ①本県の情報通信関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野

情報通信関連産業は、雇用創出効果が大きく、他の産業の発展にも貢献することが期待される産業であることから、本県では、その振興と集積に努めてきた。今後はさらに、新たなサービスやビジネスの創出、あらゆる産業や社会生活の様々な課題の解決、社会の在り方そのものを大きく変えるものと言われている第4次産業革命への対応が課題となる。

平成27年の特定サービス産業実態調査によると、本県の情報サービス業及びインターネット附随サービス業は、売上額が2,253億円で、全国10位である。また、下表のとおり、情報通信関連産業が立地している。

分類	事業所数:箇所	従業者数:人	付加価値額:億円
情報通信業	957(1)	23,189(1)	2,150(1)
通信業	129(1)	5,517(1)	1,056(1)
情報サービス業	507(1)	12,611(1)	786(1)
インターネット附随サービス業	39(1)	1,112(1)	58(1)
映像・音声・文字情報制作業	229(1)	2,235(1)	125(1)

※平成24年経済センサスより。()内は東北地域内順位。

以上のように集積している情報通信関連産業が、製造業、小売業など幅広い産業分野に向けてICT、IoT、AI、ビッグデータ等の技術基盤を提供することにより第4次産業革命の実現に貢献し、人手不足などの課題を解決するとともに、生産性向上や高付加価値化など、本県産業全体の競争力強化に貢献することが期待される。

- ②本県の大学等の情報系等人材を活用した第4次産業革命分野

第4次産業革命の実現には、その実現に貢献することが期待される情報通信関連産業の担い手となる人材が必要となる。

宮城県内には、東北大学をはじめとする高度教育機関が数多くあり、情報系の学科や研究科がある6大学1高専の平成28年度の卒業生等は約1,800名となっており、県内から多くの情報系人材が輩出されている。これは、情報系学科や研究科がある東北地域の16大学6高専から輩出される情報系人材である約4,100名の4割に相当する。また、本県から輩出される情報系人材の4割を占めている東北大学からは、学会等で受賞する学部生や博士課程(前期)学生が多く出ており、2016年度には59名の電気・情報系の

学生が受賞するとともに、英国の高等教育専門誌など民間が調査した「THE 世界大学ランキング 日本版 2017」の総合ランキングにおいて東京大学に次ぐ2位にランクされ教育活動や研究活動の質の高さが評価されていることから、輩出される人材は特に優秀な人材と言える。しかし、就職した約1,800人の卒業生等のうち6割から7割超が県外へ就職していることから、宮城県内において、県外へ就職している情報系の卒業生を第4次産業革命の実現に向けた人材として活用していくことが求められる。

以上のように、本県では、毎年多くの情報系人材が輩出されることから、これらの人材が県内の情報通信関連産業へ就業する流れを創出することで、県内から新たなサービスや付加価値の創出が促進され、企業魅力度の高い県として安定した質の高い雇用の確保が図られるとともに、本県における第4次産業革命の推進が期待される。

③宮城県 I o T 推進ラボ等のノウハウを活用した第4次産業革命分野

I o T、A I、ビッグデータを活用した第4次産業革命は、新たなビジネス創出や、あらゆる産業や社会生活の様々な課題の解決、社会の在り方そのものを大きく変えるものと言われており、本県でも第4次産業革命への対応が課題となっている。

このため、本県では、A I を活用した I T 商品の開発を東北大学と連携して行う県内 I T 企業に対して、開発研究を行うための技術者派遣費用を助成している。また、本県では、県内から第4次産業革命につながる I o T プロジェクトを創出することを目的に、宮城県 I o T 推進ラボの取組を進めている。現在、同ラボで取り組まれているプロジェクトは、東北大学未来科学技術共同研究センターが中心になって進めている東北次世代移動体システム技術実証コンソーシアムのプロジェクトで、次世代自動車とそれを支えるエネルギーシステムやロボット等の実証環境を県内で提供することで、全国の有力な I T 関連企業と技術を県内に呼び込み、実証・社会実装を支援することで実証データを地域で収集・蓄積し、それを元に各種サービス・アプリ開発、ビジネスモデル創出を目指している。これまで、360度測定可能なレーザー距離計を搭載した電気自動車が3次元地図を作成しながら公道を走行する技術、建設現場における建設機械の遠隔操作・ロボット化のノウハウが蓄積されている。これらの取組は、将来、人口減少や過疎・高齢化が進み、集落間の距離や地形の変化が大きい地域での新たな地域型交通システムの確立に貢献できるものと期待されている。

さらに、せんだい I o T 推進ラボとして、仙台市及び東北大学情報知能システム研究センター（I I S 研究センター）が中心となり、クラウドやビッグデータに強みを持つ東北 I T 新生コンソーシアム、画像処理やセンシングに強みを持つマシンインテリジェンス研究会、ドローンの活用や通信に強みを持つ一般社団法人ドローンテックラボ仙台的の3つの I o T 関連団体が連携して、食品加工や第3次産業等での I o T 適応領域の開拓に取り組んでいる。

以上のように、本県では、第4次産業革命に対し、東北大学、企業、関係団体、自治体等が連携して取り組む素地ができている。これらのリソースを活かし、スタートアップから事業化まで一貫した支援を行い、新しいサービスや新事業の創出、I T 商品の開

発等に繋げていく。

④本県のコールセンターやBPOオフィス、IT企業のバックオフィス等の産業集積を活用した情報通信関連分野

本県は、平成15年以降コールセンターの立地が進み、仙台市等の都市部を中心にコールセンターが集積し、事業所数は全国5位となっている。近年は、オペレータ業務経験者で事務業務に必要なスキルを有した人材を求めて、平成24年度以降BPOオフィスやIT企業のバックオフィス等19件の立地も進み、情報通信関連の産業の集積が進んでいる。

この間、コールセンターでは少なくとも5,000人以上、バックオフィスやBPOオフィスでは1,600人以上の雇用を生み出し、雇用創出のほか、新たなオフィス需要の創造や地域の活性化に寄与している。

全国及び本県とも、有効求人倍率が1を超え、人手不足の状況が続くなか、本県の事務的職業の有効求人倍率は1を下回っており、事務系人材の供給の可能性とともに、雇用の場としてオフィス系企業の立地が求められている。

東北地方の中央に位置し、また首都圏から仙台市まで新幹線で最短約1時間半の距離という地理的優位性、人材供給の強み、さらに現在の産業集積を生かして、県全体の事務系人材の雇用の創出及び地域経済の活性化を図っていく。

コールセンター集積地の拠点数（平成29年8月現在）

1	沖縄県	98（うち那覇市61）	6	青森県	36（うち八戸市16）
2	北海道	79（うち札幌市63）	7	熊本県	16（うち熊本市14）
3	福岡県	63（うち福岡市42）	8	新潟県	15（うち新潟市12）
4	宮崎県	44（うち宮崎市27）	8	徳島県	15（うち徳島市11）
5	宮城県	42（うち仙台市39）	8	愛媛県	15（うち松山市9）

※「コールセンター白書2017」（コールセンタージャパン編集部編）より

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして、高付加価値事業を生み出していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置の創設 [実施予定者：一部市町]

活発な設備投資が実施されるよう、本促進区域内の一部の市町は、各々の実情に合

わせ、一定の条件を課した上で、固定資産税の減税措置に関する条例を制定することを検討する。

②企業立地に係る優遇措置 [実施予定者：宮城県、市町村]

本促進区域内に新たに進出する企業又は既存企業の設備投資を支援するため、県及び本促進区域内の市町村は、各々の実情に合わせ、補助金の交付等優遇措置を行うことを検討する。

③スタートアップや人材育成等の各種施策 [実施予定者：宮城県、市町村]

企業のニーズや課題に沿って、人材の育成や確保に向けた支援、成長分野への参入や取引拡大を目指した技術習得、人材交流、商品開発、新事業創出、起業等に向けた取組の支援を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境整備（公共データ民間開放に関する事項等）

①各種統計データの情報公開

国勢調査等の各種統計データを活用しやすい形にして県ホームページ上で提供する。

②公設試が保有している技術関係の情報提供

宮城県産業技術総合センターが実施している研究内容について、研究報告書、業務報告書、事業計画書等をホームページ等で公開することにより、技術関係の情報提供を行う。

③個人情報の保護

上記を進めるにあたり、宮城県個人情報保護条例に基づいて適切な保護等の処理を行うものとする。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

宮城県経済商工観光部新産業振興課及び市町村の情報通信関連産業振興担当部局において、事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、事案の性質に応じ、必要な場合は知事や関係市町村にも相談の上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①県及び市町村との緊密な連携 [実施予定者：宮城県、各市町村]

地域経済牽引事業に関する手続については、市町村と県が緊密な連携と適切な役割分担を図り、事業者に対してきめ細やかな対応を図る。

②事業開始後の支援 [実施予定者：宮城県、各市町村]

地域経済牽引事業が継続的に実施され、他の事業者を含めて地域に波及効果がもたら

されるように、事業期間中は継続的なフォローアップを実施し、新たな課題等に迅速に対応していく。

③技術支援 [実施予定者：宮城県]

宮城県産業技術総合センターにおいて、高度電子機械産業や自動車関連産業において必要とされる組込みソフトウェアの開発技術に関する研修を開催し、企業ニーズに対応した人材を育成する。

④人材育成・確保支援 [実施予定者：宮城県]

地域の事業者団体や地元大学等と連携して、最適な人材育成プログラムの作成や研修等を行い人材の育成に努める。

また、地域の事業者団体等が地元大学等と連携して取り組む学生の地元定着に向けた取組を支援する。さらに、「宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点」や「みやぎ移住サポートセンター」と連携して、首都圏等に在住する人材の獲得を支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度・30 年度	平成 31 年度 ～令和 3 年度	令和 4 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 固定資産税の減免措置の創設	条例案提出を検討 2月議会・6月議会条例提案	運用	運用
② 企業立地に係る優遇措置	運用 必要に応じた改正・制度創設	運用 必要に応じた改正・制度創設	運用 必要に応じた改正・制度創設
③ 地方創生関係施策	活用を検討	活用を検討	活用を検討
④ スタートアップや人材育成等の各種施策	運用 必要に応じた改正・制度創設	運用 必要に応じた改正・制度創設	運用 必要に応じた改正・制度創設
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 各種統計データの情報公開	随時	随時	随時
② 公設試験場の情報提供	随時	随時	随時
③ 個人情報の保護	随時	随時	随時
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
県・市町村担当部局による相談	随時	随時	随時
【その他】			
① 県及び市町村との緊密な連携	随時	随時	随時
② 事業開始後の支援	随時	随時	随時
③ 技術支援	随時	随時	随時

④人材育成・確保支援	随時	随時	随時
------------	----	----	----

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

県内 I T 企業の情報通信関連の基盤技術の高度化及び高度技術の導入に向けて、東北大学との連携促進や、地域の大学や高専、産業支援機関等からなる K C みやぎ推進ネットワークでの技術相談への対応により、優れた学術研究機関の支援・連携を進める。また、県内中小企業の経営基盤を強化し、事業・取引拡大の機会の提供に向けて、公益財団法人みやぎ産業振興機構など産業支援機関と連携して総合的な支援を進める。経営体質の強化については、窓口相談、専門家の派遣、補助・融資などの支援により経営の革新を図るとともに、事業・取引拡大の機会提供については、起業家育成やビジネスプランの構築支援のほか、個別取引あっせんや広域取引商談会の実施等により販路拡大やマーケティングの支援を進める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①宮城県産業技術総合センター

組込みシステム技術、画像処理技術、電子機器の設計・制御技術、情報処理技術に関する地域の企業のニーズに対応した基盤技術の高度化支援や、実用化支援及び知的財産権を活用した分野の技術的支援の強化を図り、電子・情報分野において、各種支援に取り組む。

②東北大学

産学連携機構によりワンストップ体制のもと、民間企業との研究開発支援や研究成果活用支援を効率的・効果的に行っている。また、情報知能システム研究センターにおいては、電気・情報系の 6 分野 8 5 研究室の技術シーズについて、産学官連携による実用化や共同研究を通じた高度な技術を持つ人材の育成を進めている。これらの東北大学が進める産学官連携の取組みにおいて、すでに県内企業が参画しており、今後、なお一層の参画が期待されることから、これらを積極的に支援し、事業高度化を図る。

③ K C みやぎ推進ネットワーク

産学官のネットワークを活用し、地域企業の技術的課題の解決、大学等からの地域企業への技術移転、産学共同の技術開発等の取組を推進することにより、地域企業の競争力向上や新産業の創出を図る。

④公益財団法人みやぎ産業振興機構

次世代シーズの発掘と産学連携マッチングの実施、産学共同研究会の活動を支援することなどにより、中小企業の産学官金連携による研究開発や技術革新を図る。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

促進区域においては、人口、産業の都市への集中に対応し、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指した宮城県環境基本計画の基本理念に基づき、適切な環境対策の実施など、積極的に公害の防止、自然環境の保全等に努めている。

今後、当地域において、地域経済牽引事業計画を実施する場合には、総合的かつ計画的な環境保全に関する対策を講じるとともに、エネルギーの効率的利用や地産地消、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び適正処理による環境への負荷の低減や、自然との共生に努める。加えて、その土地がもつ固有の歴史的・文化的な景観についても十分配慮する。また、関係法令等に基づく所定の手続を行うとともに、新たな工業団地の整備など開発行為に伴い住民との合意形成が必要な場合には、環境保全について説明会などを開催することにより、住民の理解を得ていく。

なお、宮城県環境白書を作成・公表することにより、県民や事業者が環境問題の現状に対する理解と認識を深めるとともに、自主的な環境保全活動や創造に資する活動等の実践や、県等が講じた環境施策の進行状況の県民等による確認が可能となるよう努めている。

①公害の防止

産業が集積する地域における大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の環境汚染の未然防止や騒音、振動、悪臭等の生活型公害が生じないよう、関係法令等に基づく立入検査等の監視指導を行うとともに、必要に応じ環境保全や公害防止に向けた協定を締結し、規制基準遵守等の徹底を図る。地盤沈下対策についても、新たな地盤沈下が発生しないよう、関係法令に基づき、地下水揚水量の削減等、適正な利用を指導する。

②エネルギーの効率的利用と地産地消

環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築するために、県民や事業者の環境に配慮した行動・活動の実践を促す意識啓発活動を進めるとともに、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図りながら、温室効果ガス排出の抑制に向け省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入及びエネルギーの地産地消に向けた取組を促進する。

③廃棄物の3R及び適正処理

廃棄物については、宮城県循環型社会形成推進計画に基づき3R及び適正処理を推進する。特に産業廃棄物については、企業に対する環境産業コーディネーターの派遣、施設整備や研究開発等各種補助事業により3Rの取組を促進するとともに、出前講座による事業者単位の普及啓発や産業廃棄物適正処理監視指導員による監視パトロールにより、事業者に対する指導・監督の徹底を図り、適正処理を確保する。

④自然環境の保全

市街地等においては、都市公園の整備や道路の緑化を推進するほか、鳥獣保護区、

国立・国定公園、県自然環境保全地区、都道府県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地等については、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少種が確認された場合には、専門家の意見を聴く等して、良好な自然環境の保全に努める。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

⑤文化財の保護

史跡・名勝・天然記念物の指定地域については、その保護に努めることとし、埋蔵文化財についてはその保存に努める等、文化財保護法の趣旨に基づき文化財の保護に細心の配慮をする。あわせて、その土地が持つ固有の歴史的・文化的な景観の保全にも努める。

(2) 安全な住民生活の保全

企業立地を通じた地域産業の振興に当たり、県及び市町村は、事業者及び地域住民と連携・協働し、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に万全を期すため、安全・安心活動センター等の地域活動拠点を整備するなどの必要な措置を講じ、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための取組を推進する。

具体的には、下記の事項に取り組む。

- ①防犯カメラ、照明等防犯設備の整備
- ②道路、公園、工場等における防犯に配慮した施設の整備・管理
- ③地域住民等が行う防犯ボランティア活動への積極的な参加・協力
- ④従業員を対象とした法令遵守及び被害防止を目的とした安全教室等の開催
- ⑤不法就労等を防止するための必要な措置
- ⑥安全・安心活動センター等地域活動拠点の整備
- ⑦地域住民の意見を十分に把握した安全確保対策の推進
- ⑧犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備及び捜査への協力

(3) その他

地域経済牽引事業の促進に当たっては、県、市町村、地域経済牽引支援機関、事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら推進することとし、毎年、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和4年度末日までとする。

